

近世日本とイラン・ガージャールの近代化

(社会制度的及び文化的前提条件)

Modernization in Edo Japan and Qajar Iran

(Structural and Cultural Preconditions)

Golmohammadi Ali

ゴルモハマディ アリ

要旨

本稿の主要なテーマは、日本の江戸時代とイランのガージャール朝について比較史的方法を用いて検討を展開することである。

前近代において発展した日本と発展途上にあったイランは相対的な類似の構造を持っており、上記の2つの社会の比較は、「この2つの社会における変化は、近代日本の発展と、近代イランにおける発展途上状態を導いたのか」という問いに答えるものである。

社会制度とその結果としての文化的要因は、2つの社会の発展と発展途上状態において重要な役割を果たすと考えられる。

本研究は、歴史的過程としての発展と発展途上状態を認識することで、比較史的手法を取り入れるものであり、2つの社会を分析単位とみなす。

社会制度と構造を研究の仮説の基礎とするため、近代化論を分析の理論的基礎とする。

本研究では、日本の江戸時代(1603-1868)とイランのガージャール朝(1785-1925)を概説的に、また、八代将軍徳川吉宗とガージャール朝の第四代ナーセロッディーン・シャーを特に取り上げる。すなわち、日本の近代国家成立(明治1868)

以前と、イランのレザ・シャーによるパフラヴィー朝成立（1925）以前の前近代社会が研究の対象となる。

本研究は以下の各章により構成される。

1. 方法論と理論

2. 社会制度と公職の売買

3. 請願箱：イラン・ガージャールと日本・江戸の効率化と近代化への移行

第 2 章において、日本とイランの社会制度を分析し、支配的な構造、すなわち日本の「氏」と「家」社会と、イランの部族社会を、歴史的に見直す。

本章における主要な視点は、「氏」すなわち血縁関係の重要性と、「家」すなわち親族ネットワークにおいて強調される、家職の保護と維持を比較することにある。家職は、親族以外の人々を募集し取り込むことで成立した。日本の「氏」社会は血縁関係によって成立し、イランの部族社会と相似すると言われる。なぜなら、「氏」集団は、他の社会においても存在する一般的な組織的形態であり、「家」制度とは違い、日本に限定されるものではなかったためである。

組織としての「家」の主な特徴は、血統、直系による、家の財産を保持し譲渡するための相続、結合的性質、そして独立性である。しかし、血縁関係の破壊である、「家」組織を保持するための親族以外からの採用は、その最も特徴的な要素である。この特徴は、水平的な関係性あるいは「氏」や部族制度のような親族関係に基づく複雑な家族を内包する社会から「家」を差別化するものである。

日本の「家」制度の特異性は、日本の近代化において重要な役割を果たしたと言われている。もしそうでなければ、「氏」制度の維持によって朝鮮半島や中国のように日本は発展途上段階にあったであろう。これはイランが発展途上状態にあったことの要因であろう。

社会制度は社会政治学的な文化と「家」の支配に大きな影響を与えると仮定すれば、江戸時代とガージャール朝の部族文化は、社会政治学的な文化や結果的にこの2つの社会の近代化に影響したのである。

明治維新以降、「家」社会は完全には廃止されなかったが、絶頂期を迎えた徳川時代までのように強大な要素とはなれなかった。その原則は機能しつづけたが、全体的・政治的な機能は失われた。この原則は主に近代化の原動力となった日本の企業に受け入れられ、その文化は社会のなかで再生産され続ける結果となった。

日本社会の組織としての「家」においては、厳格な階級制度にもかかわらず、領主によって様々な改革が企図され、危機的状況や必要な際に、日本の社会制度は有能な人材の雇用と昇進によって新たな状況に適応してきたことが明らかとなった。

このような「家」社会における試みの一つに、給与を補う制度（足高制）がある。足高制に相当するような制度は、ガージャールには見られないが、日本における近代への移行を促進した。

人材登用は「家」制度の慣習であったが、江戸時代における地位の売買（御家人株）は、有能な人材の登用と昇進を行う二次的な慣例として、イランのガージャールの公職の売買に比較される。この慣例について、それぞれの社会における歴史的事例を検証することで比較研究していく。

日本社会全体と同様に、「家」制度は厳格な階級構造を包括していたにもかかわらず、親族関係以外から必要とされる職位に就くに値する人物の登用が、高度に浸透していた。これについて、イランのガージャールと日本の江戸を比較した結果、日本は高度な社会的動員を行っていたことが明らかとなった。しかしながら、理論的にはこの度合いはイランのような世襲制の政権ではより高いと

いわれている。

この 3 つの慣例に加え、江戸時代における「押込」（「強制隠居」または「家内押込」）は、家老職たちによって行使され、主君の行動を統制した。他に、地位の低い武士の統治決定への関与が許され、人材登用制度と書類の回覧（稟議）制度のなかでその能力を発揮した。

これによって領主への絶対的な服従と異なる、一定レベルの個人の自主性が指摘される。これらのうち、イランのガージャールに比較できる慣例は存在しない。

もし、イランの社会制度が近代化との互換性のある制度に変換することができたなら、イランにおける伝統社会から近代社会への移行は、日本と同様に、迅速に成し得たであろう。

第 3 章では、徳川吉宗が設置した目安箱を、固有の伝統的制度とみなして議論していく。日本の江戸とイランのカジャールは同時期にあったものではないが、目安箱は、危機に直面した統治者が自らの統治の下で公衆と直接的に接触するために設けられたものである。

目安箱に投じられた提案と批判が、将軍によって受理されることは、イランにおける「正義の箱 ; sanduq-i adâlat」とは異なる特性を端的に示している。

日本の江戸とイランのカジャールにおける意見箱制度は、封権制と世襲制、為政者の正当性の獲得方法、問題解決方法などの点で異なるが、日本の目安箱の持つ意義申立人の種類、彼らの読み書き能力、主張や批判の受理方法に見られる特質は、一般人の意思決定への参加と下位の武士の昇進や社会的流動性に貢献していたのである。

目安箱は、議論のための政治的な場を開放したが、その結果、近代固有の代表議会制度が作られるに至る。その一方、イランにおけるこうした制度の機能不

全は、輸入された議会制度にいくつかの問題を発生させた。

全体としてみれば、イランのものと比較される日本の様々な社会構造とその制度下に発生する文化は、近代と合致し、制度作りに寄与する価値を備えていたのである。